

無担保

無保証

低金利

# マル経融資制度

従業員数の基準が緩和され、さらに利用しやすくなりました

サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業について、従業員数の基準が緩和されました（従業員数20名までの企業が対象になります）

融資限度

**1,500** 万円以内

融資利率

**年1.60%**（固定金利・平成26年4月1日現在）

返済期間

**運転資金 7年以内**（据置1年以内）

**設備資金 10年以内**（据置2年以内）

さらに詳しい内容をお知りになりたい方は、下記にご記入の上うえFAXして下さい。  
担当者より、折り返しご連絡させていただきます。

FAX送付先 <**0877-45-6165**>

事業所名		代表者名	
所在地			
TEL		担当者名	

☆ご記入いただいた内容は、マル経融資のご相談以外の目的には使用いたしません。

☆ご相談の際に前期・前々期の決算書及び確定申告書（個人事業者）等をご用意下さい。

マル融資制度とは

「マル経融資」は市内中小企業の経営を応援するため、商工会議所の推薦に基づき無担保・無保証・低金利で融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。資金調達・資金繰りをお考えの際にはぜひご検討下さい。

# マル経融資が さらにご利用しやすくなっています

平成26年1月7日より、サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業※については従業員数の基準が緩和されました。(5名超20名以下の事業所も対象となりました)

※娯楽業は、映画館・劇場・テニス場・遊園地・ゲームセンター・ビリヤード場・カラオケボックス・バッティングセンター・ボーリング場・ゴルフ場・囲碁将棋所等を指します。

## 資金の使いみち

### 運転資金 として

仕入資金／諸経費の支払い  
買掛金・手形決済資金 など

### 設備資金 として

機械・什器等・営業車両の購入  
店舗・工場改装 など

## 従業員数(パート・アルバイトは除く)

### 商業・サービス業

5人以下(サービス業のうち、宿泊業・フィットネスクラブ・娯楽業は20名以下とする)

### 製造業・その他の業種

20人以下

## 融資対象者

以下のすべての要件を満たす方

- 6ヶ月以上、当所の経営指導を受けており、事業改善に取り組んでいる方
- 最近1年以上、坂出市内で事業を行っている方
- 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納されている方

## 申込に必要な書類

### 法人の方

- 前期・前々期の決算書および確定申告書
- 決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の残高試算表
- 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)
- 法人税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書

### 個人の方

- 前年・前々年の決算書(または収支内訳書)および確定申告書
- 所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
- 見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)

☆上記のほかにも、必要に応じて追加書類のご提出をいただく場合があります。

☆審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

## ご融資までの流れ

坂出商工会議所  
へ申し込み

⇒

当所担当者が  
訪問

⇒

当所にて  
審査・推薦

⇒

日本政策金融公庫  
が審査・融資実行

☆当所の審査は、信頼ある銀行支店長と公認会計士が行いますので、秘密漏えいのご心配はありません。